

# 年金相談マニュアル

## 機器操作編



日本年金機構

Japan Pension Service

# 目 次

第1章 窓口装置の操作方法	1
第2章 システムの概要	5
1 システムの構成	6
2 ファイルの種類と内容	8
第3章 被保険者記録に関する照会	13
1 被保険者記録に関する照会の種類	14
2 基礎年金番号情報照会	16
3 制度別被保険者記録に関する照会	18
(1) 被保険者記録(厚年)	18
(2) 被保険者記録(統合共済)	19
(3) 被保険者記録(厚年・脱退手当金支給記録がある場合)	36
(4) 被保険者記録(共済移管記録がある場合)	42
(5) 70歳以上被用者記録に関する照会	45
(6) 沖縄特例(厚年)	47
(7) 年金分割に係る婚姻画面等の照会	48
(8) 基金に関する照会	54-1
(9) 被保険者記録(国年)	55
(10) 被保険者記録(国年・沖縄特別措置)	65
(11) 被保険者記録(国年・残留邦人基本)	67
参考1 制度間で被保険者期間が重複している場合の取扱	68
参考2 基礎年金番号重複取消処理の優先順位	69
4 三制度統合索引照会	70
(1) -1 制度共通氏名索引照会	70
(1) -2 制度共通漢字氏名索引照会	74
(2) 制度共通氏名名寄せ照会	78
(3) 制度共通年金記録照会	82
(4) -1 制度共通被保険者記録照会	85
(4) -2 制度共通被保険者記録照会(職歴原簿参照)	87
5 ねんきん定期便情報照会	92
6 ねんきん特別便情報照会	111-1
7 厚生年金加入のお知らせ情報照会	111-6
8 給付記録照会	111-13
(1) 三制度	111-13
(2) 三共済	111-15
9 所在地、住所地の捉え方	111-16

10	職歴審査照会	112
	(1) 事業所名称検索	112
	(2) 事業所整理記号検索	116
<b>第4章</b>	<b>年金見込額に関する照会</b>	<b>118</b>
1	年金見込額に関する照会の種類	119
2	見込額算出の入力手順概要	120
3	新法老齢年金見込額入力手順	121
	○統合記録の資格補正(「20」「21」「22」「27」操作指定)	124
	○他年番、手番の登録(「23」操作指定)	137
	○年間見込額の算出(「88」操作指定)	138
	○累積見込額の算出及び各種グラフィックスによる照会(「83」操作指定)	155
	○年金分割時の見込額の算出	170
4	新法遺族年金見込額入力手順(「89」操作指定)	175
	○基礎年金番号等からの算出	176
	○年金コードからの算出	178
	○年金コードからの算出(平成19年4月以降受給権発生)	181
5	旧法見込額算出手順	190
6	見込額照会回答票画面の見方	191
	(1) 年間見込額(特別支給の老齢厚生年金)	191
	(2) 年間見込額(老齢基礎、老齢厚生年金)	194
	(3) 累積見込額	197
	(4) 遺族見込額	199
7	見込額算出時にエラーとなる主な事例	205
8	見込額算出における不具合について	209
9	統合共済の期間を有する者にかかる見込額算出について	210
	参考 三共済の退職共済年金の見込額について	216
<b>第5章</b>	<b>年金受給権者記録に関する照会</b>	<b>217</b>
1	受給権者記録に関する照会の種類	218
2	照会方法	220
3	画面の見方	224
	(1) 原簿記録	224
	(参考1) 現況確認について	245
	(参考2) 諸変更年金決定請求(65歳決定替えにかかる年金請求書 「ハガキ形式」)について	247
	(参考3) 時効について	251
	(参考4) 年金額計算等の端数処理について	252
	(2) 三共済原簿	254
	(3) 支払記録	257
	参考1 支払限度額について	263
	参考2 未支給金の支払時期等判別方法	264
	(4) 改定記録	265
	(5) 年金額歴史照会	280

(6) 失業給付記録	282
参考1 基本手当と老齢厚生年金の支給調整の概要について	286
参考2 高年齢雇用継続給付等と老齢厚生年金の支給調整の概要について	295
(7) 特別徴収原簿	301
(8) 住基情報記録	306
(9) 共済原簿記録	309
(10) 年別内訳記録	315
(11) 源泉徴収票記録	316
(12) 扶養情報記録	318
<b>第6章 コード一覧</b>	<b>320</b>
作成元表示一覧	321
作成原因・事由一覧	322
作成原因・事由一覧〔三共済〕	334
在職者支給表示（停止コード）一覧表	336
いろは、アルファベット符号一覧表	339
条文コード一覧	340
受給権発生年月一覧	342
各種符号	343
年金コード一覧	345
共済コード一覧	346
都道府県符号表	348
<b>第7章 債権管理簿照会</b>	<b>349</b>
1 債権管理簿の起動・終了	350
2 操作手順	353
3 付録	364
<b>第8章 届書管理情報照会</b>	<b>370</b>

# 第1章

## 窓口装置の操作方法

## 1. 起動

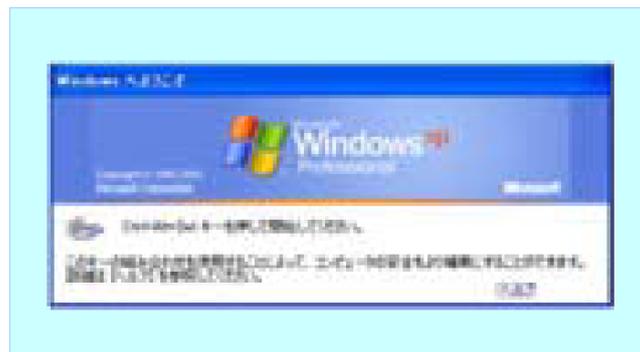
### (1) 電源投入

装置正面の「電源ボタン」を押下する。



### (2) OS (ドメイン) 認証

① Ctrl+Alt+Delete を押下する。



② 利用者個人の「ユーザー名」「パスワード」を入力する。



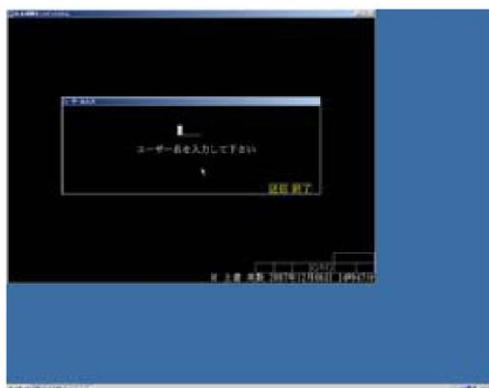
③ OSの画面が表示される

### (3) 社会保険オンラインシステムの起動

- ① タスクバー上の社会保険オンラインシステム「アイコン」をクリックする。



- ② Shift+Esc を押下すると、「ユーザー名入力画面」が表示されるので、利用者個人の「ユーザー名」を入力し、送信キーを押下する。



### (4) 生体認証

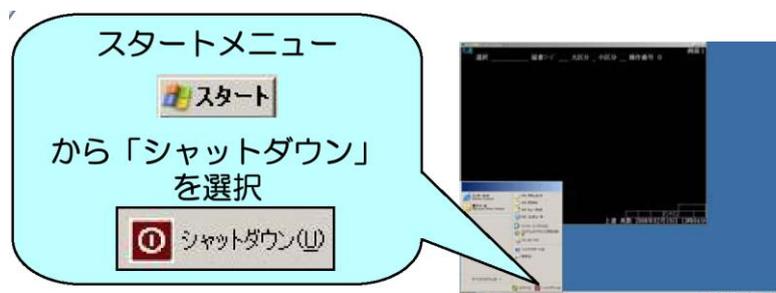
- ① 認証装置に指をセットする。



- ② 生体認証が完了すると、社会保険オンラインシステムが実施可能となる。

## 2. 終了

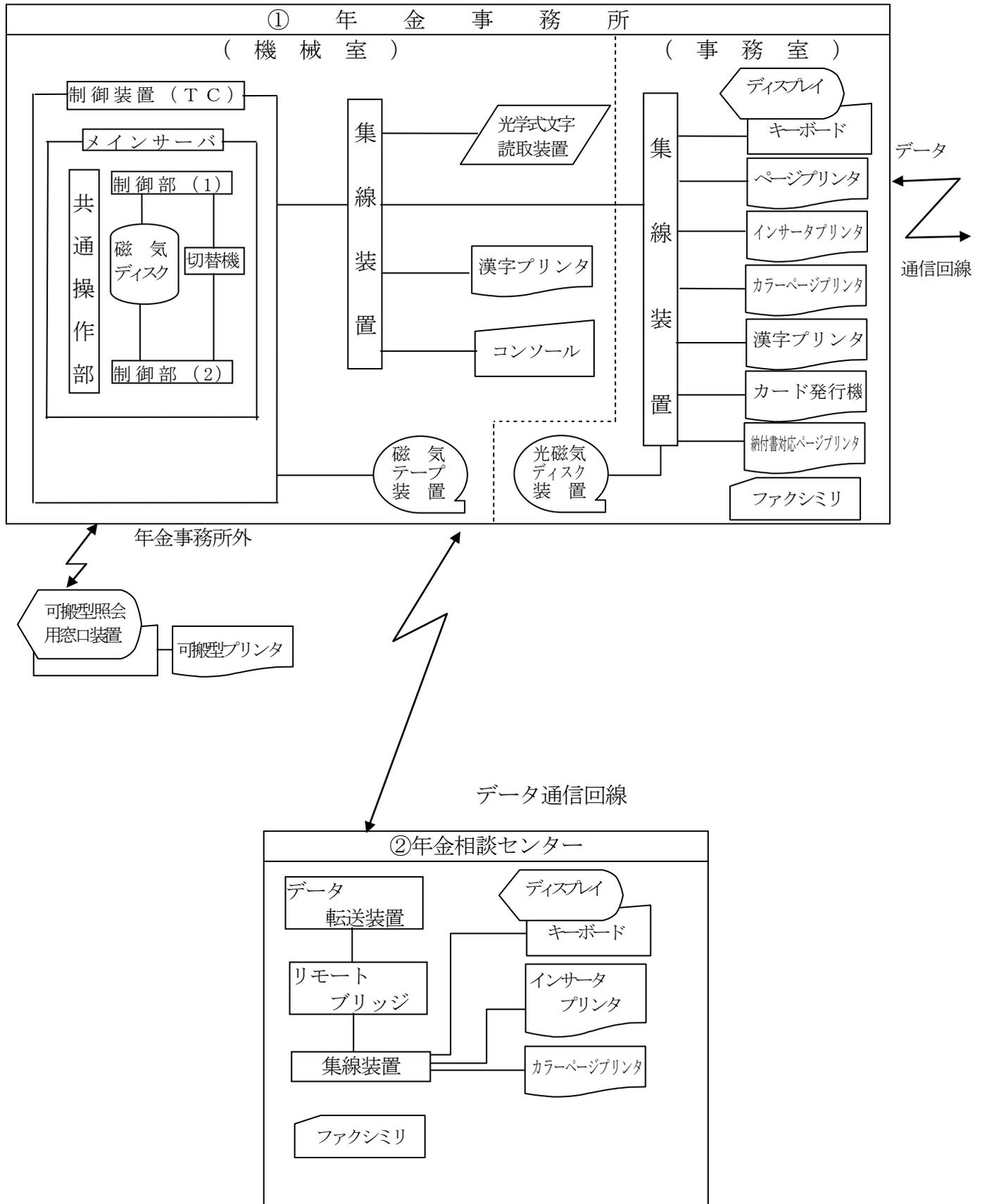
装置本体の電源ボタンを押下するか、OSのスタートメニュー等からの「シャットダウン」操作を行う。



# 第2章

## システムの概要

# 1 システムの構成



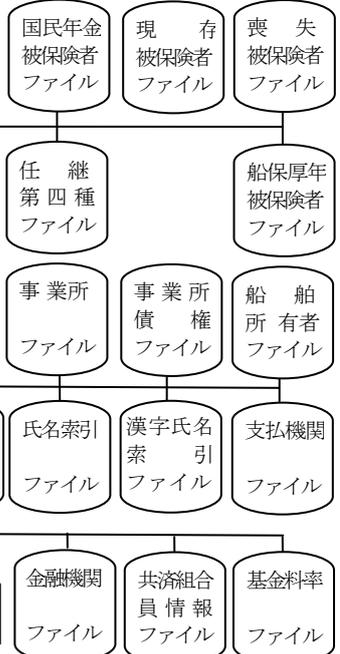
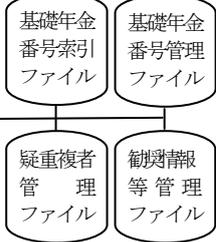
データ  
通信回線

③ 機構本部 (三鷹)

業務処理を行う  
電子計算システム

基礎年金番号ホスト

業務処理を行う  
電子計算システム



ファクシミリ

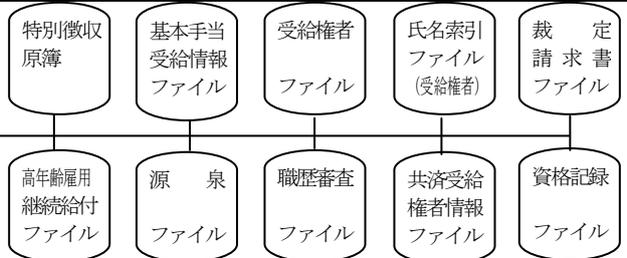
⑦厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム

⑧住民基本台帳オンライン照会システム

⑨社会保険歳入金電子納付システム

⑩ 機構本部 (高井戸)

業務処理を行う  
電子計算システム



ファクシミリ

## 2 ファイルの種類と内容

### ① 年金事務所で管理するファイル

年金事務所の事務処理機器で管理するファイルの種類及び内容は以下の表のとおりである。

年金事務所で管理するファイルの種類及び内容

ファイル		内 容	
種類	名 称		
処理結果 ファイル	処理結果ファイル	事務処理機器を使用した各処理（相談照会等ファイル更新を伴わない処理を除く。）の当日分の処理結果データを収録する。	
	テーブルファイル	届書コード、処理コードの一覧表及び、窓口装置のガイダンス画面の、共通項目一覧表のテーブル及び電子申請用の申請データテーブルファイルが格納されている。	
システム ファイル	制御プログラムファイル	各事務処理機器の各装置及び処理プログラムの制御を行うプログラムが格納されている。	
	処理プログラムファイル	業務処理を行うプログラムが格納されている。	
ワークファイル		前日分の処理結果データ及び、一時的に蓄積された配言データ等を収録する。	
辞 書 フ ァ イ ル	短縮コード辞書ファイル	登録された短縮コードと、それに対応する法人名及び町丁名等を収録する。	
	姓辞書ファイル	各種届書を入力する際に「単語組立」により組み立てて登録した単語の漢字及び読みが収録される。 また、一度登録した単語は次回以降「漢字変換」により呼出が可能となり、過去の使用回数（使用頻度）の高い順に画面照写される。	使用頻度の高い「姓」とその読みを収録する。 約30,000種格納可能。
	名辞書ファイル		使用頻度の高い「名」とその読みを収録する。 約50,000種格納可能。
	住所・事業所名辞書ファイル		使用頻度の高い「地名」、「事業所名」とその読みを収録する。 約65,000種格納可能。
住所コード辞書ファイル	市区町村コードと、対応する市区町村名が格納されている。		
漢字字種辞書ファイル	漢字が約6,000種格納されている。（JIS第1水準及び第2水準）		
郵便番号辞書ファイル	郵便番号と、対応する市区町村名が格納されている。		
漢字部首辞書ファイル	漢字検索するための部首名及び漢字画数が格納されている。		
メッセージファイル		メッセージコードに対応するメッセージの内容説明と、その対処方法等が格納されている。	

種 類	内 容
資格記録ファイル	レセプト点検に必要となる被保険者及び被扶養者の情報を世帯別にご収録する。
事業所記録ファイル	レセプト点検に必要となる事業所の情報を収録する。
全国医療機関ファイル	医療機関の情報を収録する。
レセプト情報ファイル	資格点検後のレセプト情報を収録する。
統計ファイル	突合処理が完了したレセプト情報を編集し、統計資料の情報として収録する。

種 類	内 容
現存被保険者ファイル	健康保険・厚生年金保険の現存被保険者の資格記録、被扶養者記録及び健康保険給付記録等を年金事務所ごとに収録する。
事業所ファイル	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の適用年月日、名称、所在地、管掌区分等を年金事務所ごとに収録する。
事業所債権ファイル	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の保険料調定・収納記録、口座振替記録等を年金事務所ごとに収録する。
任継・第四種ファイル	健康保険任意継続被保険者の資格記録、被扶養者記録、給付記録及び保険料の調定・収納記録等、並びに厚生年金保険第四種被保険者の資格記録及び保険料の調定・収納記録等を年金事務所ごとに収録する。
金融機関ファイル	金融機関コードと対応する金融機関名称及び所在地（郵便番号を含む）を年金事務所ごとに収録する。
支払機関ファイル	金融機関コードと対応する金融機関名称及び所在地（郵便番号を含む）並びに支払局コードと対応する郵便局（ゆうちょ銀行）名及び所在地（郵便番号を含む）を収録する。
配信ファイル	一括処理又はディレード処理により出力された配信データを収録する。

② 機構本部（三鷹）で管理するファイル

機構本部（三鷹）で管理するファイルの種類及び内容は以下の表のとおりである。

機構本部（三鷹）で管理する主なファイルの種類及び内容

種 類	内 容
基礎年金番号管理ファイル	基礎年金番号を付番した者の本人基本情報、本人の適用・給付情報及び酒配偶者情報等を収録する。
基礎年金番号索引ファイル	基礎年金番号付番済者の氏名、生年月日、性別及び住所等を収録する。
疑重複者管理ファイル	基礎年金番号付番処理において疑重複となった者の本人基本情報、疑重複調査情報及び適用情報等を収録する。
勸奨情報等管理ファイル	適用勸奨対象者の基礎年金番号、勸奨期間情報及び訂正依頼情報等を収録する。
共済組合員情報ファイル	共済組合員の本人基本情報、加入情報等を収録する。
国民年金被保険者ファイル	国民年金の全被保険者の、年金手帳の基礎年金番号、資格記録及び納付記録等を収録する。
健康保険・厚生年金現存被保険者ファイル	健康保険・厚生年金保険の現存被保険者の、資格記録、被扶養者記録等を、年金事務所ごとに収録する。
厚生年金喪失被保険者ファイル	厚生年金保険の全被保険者の、年金手帳の基礎年金番号及び資格を喪失した被保険者の資格記録等を収録する。
共通徴収簿ファイル	年金事務所の徴収決定済額、収納済歳入額、不納欠損額、債権現在額及び徴収停止額の記録を収録する。
共通決算ファイル	年金事務所の収納機関、差額仕訳書、債権現在額（歳入外債権）及び徴収停止額（歳入外債権）の記録を収録する。
健康保険・厚生年金事業所ファイル	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の、適用年月日、名称、所在地及び管掌区分等を、年金事務所ごとに収録する。
健康保険・厚生年金事業所債権ファイル	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の、保険料の調定・収納記録等を収録する。
船保厚生年 被保険者ファイル	厚生年金保険の船員である被保険者の、年金手帳の基礎年金番号及び被保険者（疾病任意継続被保険者を除く）の資格記録等を収録する。
船保厚生年 船舶所有者ファイル	船員保険・厚生年金保険の適用船舶所有者の適用年月日、氏名（名称）、住所（所在地）等を船保課ごとに収録する。
船保厚生年 船舶所有者債権ファイル	船員保険・厚生年金保険の適用船舶所有者の、保険料の調定・収納記録等を船保課ごとに収録する。

種 類	内 容
任 継 ・ 第 四 種 被 保 険 者 フ ァ イ ル	健康保険任意継続被保険者の資格記録、被扶養者記録、給付記録及び保険料の調定・収納記録等、並びに厚生年金保険第四種被保険者の資格記録及び保険料の調定・収納記録等を年金事務所ごとに収録する。
氏 名 索 引 フ ァ イ ル (健康保険・厚生年金保険)	厚生年金保険の被保険者の氏名、生年月日及び年金手帳の基礎年金番号等を収録する。
〃 (船員保険・厚生年金保険)	厚生年金保険の船員である被保険者の氏名、生年月日及び年金手帳の基礎年金番号等を収録する。
〃 ( 国 民 年 金 )	国民年金の被保険者の氏名、生年月日及び年金手帳の基礎年金番号等を収録する。
漢 字 氏 名 索 引 フ ァ イ ル (健康保険・厚生年金保険)	厚生年金保険の被保険者の漢字氏名、生年月日及び年金手帳の基礎年金番号等を収録する。
〃 (船員保険・厚生年金保険)	厚生年金保険の船員である被保険者の漢字氏名、生年月日及び年金手帳の基礎年金番号等を収録する。
〃 ( 国 民 年 金 )	国民年金の被保険者の漢字氏名、生年月日及び年金手帳の基礎年金番号等を収録する。
任 継 氏 名 索 引 フ ァ イ ル (健康保険・厚生年金保険)	健康保険任意継続被保険者の氏名、生年月日、任継整理番号、取得年月日及び最終事業所の整理記号等を収録する。
保 存 被 保 険 者 番 号 フ ァ イ ル (健康保険・厚生年金保険)	現存被保険者ファイルから磁気テープへ収録替えとなった被保険者の事業所整理記号、被保険者整理番号及び氏名を収録する。
共 通 徴 収 簿 フ ァ イ ル	年金事務所の徴収決定済額記録、収納済歳入額記録、不納欠損額記録、債権現在額記録及び徴収停止額記録等を収録するファイルをいう。
共 通 決 算 フ ァ イ ル	年金事務所の収納機関記録、差額仕訳書記録、債権現在額通知書記録(歳入外債権)及び徴収停止債権附録(歳入外債権)等を収録するファイルをいう。
基 金 料 率 フ ァ イ ル	厚生年金基金の基金番号、名称、基金設立年月日、基金解散年月日、基金解散原因及び厚生年金保険の免除保険料率記録を収録する。
金 融 機 関 フ ァ イ ル	年金事務所ごとに各管轄の適用事業所が口座振替で使用している金融機関コードと、対応する金融機関名称及び所在地(郵便番号を含む)や連絡先を収録する。
支 払 機 関 フ ァ イ ル	金融機関コードと対応する金融機関名称及び所在地(郵便番号を含む)並びに支払局コードと対応する郵便局(ゆうちょ銀行)名及び所在地(郵便番号を含む)を収録する。
予 約 ス ケ ジ ュ ー ル フ ァ イ ル	年金事務所で登録した翌月に行うことを希望する業務処理の処理日及び処理条件を収録する。
ス ケ ジ ュ ー ル フ ァ イ ル	予約スケジュールファイルの内容を基にスケジュールの調整を行った後の、確定したスケジュールを収録する。
集 信 フ ァ イ ル	光学式文字読取装置及び磁気テープ装置から集信されたデータを一括処理又はディレード処理を行うまでの間収録する。
配 信 フ ァ イ ル	一括処理又はディレード処理により出力された配信データを収録する。
一 括 処 理 用 デ ー タ フ ァ イ ル	一括処理に使用するデータを収録する。
テ ー ブ ル フ ァ イ ル	業務処理で使用する市区町村コード等のテーブルを収録する。

③ 機構本部（高井戸）で管理するファイル

機構本部（高井戸）で管理するファイルの種類及び内容は、以下の表のとおりである。

機構本部（高井戸）で管理する主なファイルの種類及び内容

種 類	内 容
共済受給権者情報 フ ァ イ ル	裁定原簿、支払記録、改定履歴等を収録する。
裁定請求書ファイル	年金請求書の内容を収録する。
資格記録ファイル	裁定処理に回付される資格記録等を収録する。
受給権者ファイル	裁定原簿、支払記録、改定履歴等を収録する。
氏名索引ファイル （ 受 給 権 者 ）	年金受給権者の氏名、生年月日、年金証書の記号番号、年金手帳の記号番号等を収録する。
職歴審査ファイル	事業所ごとの個人情報を照写するため、個人の氏名、生年月日、手帳番号の他、新適時の整理記号、名称、適用年月日及び事業所変更情報（変更前後の整理記号番号及び変更年月日等）を収録する。
源泉ファイル	源泉徴収記録を収録する。
基本手当受給情報 フ ァ イ ル	受給権者の失業給付の記録を収録する。
高年齢雇用継続給付 フ ァ イ ル	受給権者高年齢雇用継続給付の記録を収録する。
特別徴収原簿 フ ァ イ ル	年金保険者が管理している各制度（介護・国保・後期高齢者・住民税）に関する年金受給者の情報を収録する。
住基情報記録ファイル	住基ネットとの突合状況等を収録する。

# 第3章

## 被保険者記録に関する照会

# 1 被保険者記録に関する照会の種類

被保険者記録の照会に使用する届書コードは、下表のとおりである。

## 基礎年金番号照会の種類・届書コード

項番	照会名	届書コード		照会内容
		制度キー	届書コード	
1	基礎年金番号索引照会	基礎番	010	氏名、生年月日、住所等より基礎年金番号付番者にかかる情報を照会する
2	基礎年金番号情報照会		020	入力された基礎年金番号にかかる情報を照会する
3	疑重複調査中者情報照会		030	疑重複整理番号または氏名等より、疑重複調査中者の情報を照会する
4	共済組合員記録照会		040	入力された基礎年金番号にかかる共済組合員の情報（加入記録、氏名・生年月日訂正記録、被扶養配偶者記録等）を照会する
5	ねんきん特別便情報照会		050	ねんきん特別便の発送後の状況を照会する

## 制度別被保険者記録に関する照会の種類・届書コード

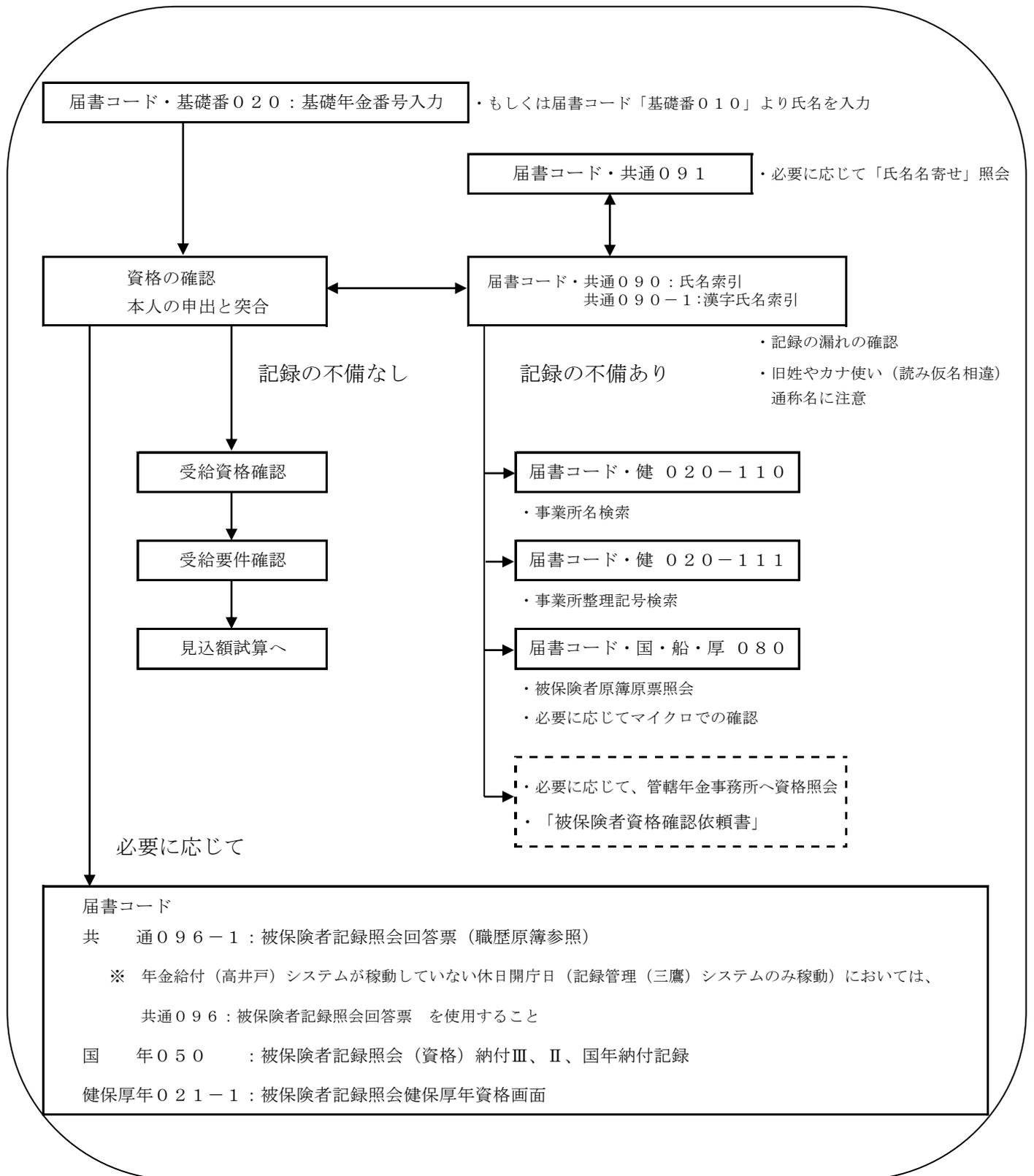
項番	照会名	届書コード		該当制度
		制度キー	届書コード	
1	被保険者記録照会 (年金記録)	健厚	021-1	厚
		国	050	国
			051	
			052	
船	021-1	船		
2	被保険者疑重複索引照会	健厚	022	厚
3	被保険者氏名索引照会	健厚・船・国	058	厚・船・国
4	70歳以上被用者記録照会	健厚・船	021-3	厚・船
5	沖縄特例特別納付記録照会(厚)	健厚	023	厚
6	職歴審査照会	健厚	020-110	厚
020-111				
020-112				

## 三制度統合索引照会の種類・届書コード

項番	照会名	届書コード		照会内容
		制度キー	届書コード	
1	制度共通氏名索引照会	共通	090	三制度のカナ氏名索引照会を一括して行う
2	制度共通漢字氏名索引照会		090-1	三制度の漢字氏名索引照会を一括して行う
3	制度共通資格名寄せ照会		091	変更前の氏名や変換後の氏名等の条件を指定して検索することにより、抽出された被保険者が疑同一人であるかの判定を機械的に行う
4	制度共通年金記録照会		092	三制度にわたる資格期間を一括して資格取得年月日順に整理して照会する
5	制度共通被保険者記録照会		096	三制度にわたる資格期間を一括して資格取得年月日順に、事業所名及び市区町村名等を整理して出力することができる。
6	制度共通被保険者記録照会 (職歴原簿参照)		096-1	四制度にわたる資格期間を一括して資格取得年月日順に、事業所名及び制度名等を整理して出力することができる。
7	ねんきん定期便情報照会		097-1	ねんきん定期便または年金請求書等の事前通知の送付状況、内容等を照会する。
8	年金分割情報提供照会		081	年金分割情報提供の内容を照写する
9	標準報酬改定請求照会		082-2	標準報酬改定請求記録の内容を照写する

(注) 制度共通氏名索引照会、制度共通漢字氏名索引照会及び制度共通資格名寄せ照会を行うにあたっては、本人の履歴申立等と照写記録の整合性を十分確認し、慎重に取扱うこと。特に制度共通資格名寄せ照会における擬同一人であるかどうかの判定は、機械的に推定したものであることに十分留意すること。

## ● 資格記録の確認





## 項目の説明・基礎年金番号情報照会

### ① 処理区分

「⑦加入年金制度」に表示された被保険者記録を参照するとき、入力された処理区分に応じて、以下のような資格記録の照会を行う。

「001」：国民年金被保険者記録

「002」：厚生年金被保険者記録

「003」：船員保険被保険者記録

「004」：共済組合員記録

「005」：統合年金記録

### ② 外国籍表示

被保険者の国籍区分が日本人以外の場合、「外国籍」を表示する。

### ③ 外国人通称名

外国人で通称名を持つ被保険者は「外国人通称名」を表示する。

ただし、被用者年金制度現存時に外国人であることが確認できない場合、通称名欄に記録があっても表示しない。

また、被用者年金制度現存時に通称名を使用している場合、通称名の直前に「\*」を表示する。

### ④ 年金協定表示

年金協定記録がある場合、「一時派遣有」を表示する。

### ⑤ ・ 裁定中表示

決定中の年金がある場合、「裁定中」を表示する。

### ・ 年金分割表示

年金分割記録がある場合、「年金分割有」を表示する。

### ⑥ 死亡年月日

被保険者が死亡している場合、死亡年月日、死亡事由を表示する。

また、死亡確認はされているが、死亡届が未提出の場合、「死亡届未提出」を表示する。

### ⑦ 加入年金制度

被保険者の加入した年金制度を表示する。

また、基礎年金番号にて整理統合済の年金記号手帳番号が登録されている場合はその年金手帳記号番号を表示する。

### ⑧ 現存制度

被保険者の現存制度とその資格取得年月日を表示する。

ただし、喪失漏れ等により複数の現存記録がある場合、資格取得年月日が新しいほうの記録を現存制度として制度名称の先頭に「\*」を付して表示する。

### ⑨ 重複期間

制度間で重複期間がある場合、「\*」で表示する。

### ⑩ 月数

制度ごとの加入期間合計月数（未納含む）を表示する。合計欄の括弧内で納付月数合計を表示している。受給要件を確認する際は、重複期間、同月得喪等に注意し制度毎の月数を再度確認する。

### 3 制度別被保険者記録に関する照会

#### (1) 被保険者記録 (厚年)

健保厚年 選択	被保険者記録照会回答票 (資格画面)										001/002	
	届書コード	021	大区分	1	小区分						操作番号	
	ネキン タウ											①性別 男 ②70上 ③照会区分
	④氏名	1 年金 太郎	⑤生年月日 昭和 13. 10. 15			⑥基礎年金番号 2110-123456						
	⑦旧台 0⑧新番 0⑨沖縄 0⑩カセット 0000-0000⑪整備 31 - 0⑫共有⑬ [-00参00元00諸00代00婚00]											
	⑭年番・年金コード	⑮整理記号番号	適用種別	整理記号番号	⑯適用種別							
	発生月⑰改定月⑱事由	得喪日⑲種別	⑳月・賞	㉑原因	㉒月数	得喪日	種別	月・賞	原因	月数		
	2110-123456-1150	0000-000000-000000				5-61. 10. 01	1	410	3	009		
	7-10. 10	5-29. 04. 01	1	010	1	011	5-62. 07. 11				㉓4.	
		5-30. 03. 31			4		1201-カサイ	-000006.				
		2101-A N A -0000124					5-62. 07. 11	1	470	2	001	
		5-39. 10. 01	1	014	2	018	5-62. 08. 01	1	200	3	008	
		5-41. 04. 01	1		4		5-63. 04. 01				4	
		0191-ユ ユ -000986					2125-H B C -001235					
		5-41. 04. 01	3	036	2	006	㉔ネキン-9876					
		5-41. 10. 01	3	042	3	026	7-01. 07. 01	5	380	2	013	
		5-43. 12. 01			4		7-02. 08. 01				4	
		2155-ホ ヲ ト -000008					2101-N3P F -012345				JR	
		㉕*5-43. 12. 01	1	045	2	009	7-09. 04. 01	1	470	2	006	
		5-44. 08. 01	1	052	3	050	7-09. 10. 01	1	500	3	012	
		5-48. 10. 01	1	126	3	030	7-10. 10. 01		500	3	012	
		5-51. 04. 01			4		7-11. 10. 01				4	
		2175-000000-005038					2111-W C K -000985					
		5-51. 04. 01	4	126	6	078	㉖イカツテキヨ					
		5-57. 10. 01			4		7-16. 10. 01	1	530	2	012	
		2121-N K K -008722					7-16. 12. 10	1	982		S	
		5-57. 10. 01	1	360	2	024	7-17. 10. 01	1	560	3	011	
		5-59. 10. 01	1	380	3	012	7-18. 07. 01	1	560	3	★011	
		5-60. 10. 01	1	410	3	012	7-19. 06. 01	1	300	3	㉗	
	㉘											
	㉘合計	382	120/180	実期間	372	3加	42	120/180	戦加	0	40以降	192

(2) 被保険者記録 (統合共済)

健保厚年 選択	被保険者記録照会回答票 (資格画面)				002/002
	届書コード	021	大区分	1	小区分
					操作番号
	ネキン タウ				性別 男 70上 照会区分
氏名	1 年金 太郎	生年月日	昭和 13.10.15	基礎年金番号	2110-123456
旧台	0 新番	0 沖縄	0 カット	0000-0000 整備	31-0②共済有 [一00参00元00諸00代00婚00]
③⑩整理記号番号	③⑪適用種別	整理記号番号	適用種別		
得喪日	種別	③⑫月額	原因	月数	得喪日 種別 月額 原因 月数
2101-	N3PH	-987654	JR		
平成	02.08.01	1	380000	1	014
平成	03.10.01	1	410000	3	012
平成	04.10.01	1	410000	3	012
平成	05.10.01	1	440000	3	012
平成	06.10.01	1	470000	3	002
平成	06.12.01	1	470000	3	010
平成	07.10.01	1	500000	3	012
平成	08.10.01	1	470000	3	006
平成	09.04.01			4	
③⑬合計 80 実期間 80					

## 項目の説明

### ①性別

被保険者の性別を表示し、男または女となる。  
なお、カセット記録がある場合は不明となる。

### ②70歳以上表示

70歳以上被用者記録がある場合、「70上」と表示する。

### ③照会区分

入力された照会区分コードにより以下のような照写を行う。  
なお、入力を省略した場合は、処理区分コード「1」の照写を行う。

#### 照会区分コード

「1」：年金決定に使用する状態の記録を照写する。（脱退手当金支給記録、厚生年金保険法第75条該当記録及び共済移管記録が収録されている場合は、当該記録の期間の削除等を、同月得喪後同月内で再取得している場合、当該同月得喪記録の削除を、また被保険者期間が重複している場合は、仮の二以上勤務処理（カット合算）を行った資格記録および賞与記録の照写を行う。）

なお、不備記録により画面が照写されない場合は照会区分コード「2」により記録を確認し、年金事務所において記録整備を行う。

「2」：喪失被保険者ファイルに収録されている全ての資格記録および賞与記録を照写する。

なお、脱退手当金の支給期間にかかるカラ期間等を調査する場合、この照会区分で資格記録を確認する。

### ④氏名区分

カナ氏名を以下のように何に基づいて被保険者原簿に収録したかを表示する。

区分表示	収録したカナ氏名
「1」	資格取得届または氏名変更（訂正）届によるもの
「2」	裁定原簿または失権原簿によるもの
「3」	昭和54年の算定基礎届等によるもの
「5」	保留分カナ氏名
「7」	保留分漢字氏名をカナ氏名に変換したもの
「8」	年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿等によるもの
「9」	年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿等に一部判読できない文字があるため、一部を*（アスタリスク）にて表示しているもの
スペース	被保険者原簿の氏名、生年月日のいずれかが裁定原簿と相違している受給権者または受給権者であった者

なお、氏名が空欄の記録がある場合、「被保険者氏名索引照会票」（届書コード「058」）等では検索することができない。この場合本人申立の事業所名称から「職歴審査照会」（届書コード「020-110」）または資格照会の依頼等を行い本人の資格記録を確認すること。

## ⑤生年月日

被保険者の生年月日を表示する。

なお、カセット記録がある場合は「\*\* 00. 00. 00」となる。

## ⑥基礎年金番号

被保険者の年金手帳の基礎年金番号を表示する。

なお、「2100-000001 \*」のように番号が黄色に反転し、番号の後にアスタリスク (\*) がある基礎年金番号は、基礎年金番号が付番されていない厚生年金保険の年金手帳の記号番号である。

また、「2118-999999.」のように番号の後に「.」付いている番号はオンライン導入以降に資格取得届の入力時に自動払出されたものである。

## ⑦旧台

法律施行準備期間等の記録があることを次の区分により表示する。

「1」：昭和17年1月1日から昭和17年5月31日までに資格を取得し、昭和17年6月30日までに資格を喪失している記録がある。

「2」：昭和19年法律改正による法律の施行準備期間(昭和19年6月1日～昭和19年9月30日)の記録がある。

「3」：昭和28年法律改正による法律の施行準備期間(昭和28年9月1日～昭和28年10月31日)の記録がある。

「4」：「1」と「2」の記録がある。

「5」：「1」と「3」の記録がある。

「6」：「2」と「3」の記録がある。

「7」：昭和17年1月から昭和22年8月までの間における団体郵便年金の加入記録がある。

「8」：仮台帳による記録がある。

「9」：「7」と「8」の両方に該当する記録がある。

ただし、「1」から「9」までの組合せによって複数(例えば、3\*8)で表示されるものがある。

## ⑧新番

「1」：年金手帳の厚生年金保険の記号番号の二重払出し等が判明し、新たに年金手帳の記号番号を払出した場合、または、新年金手帳記号であっても、昭和32年7月以前の記録があることを表わす。新年金手帳記号とは昭和32年7月以降に払出された記号である。

## ⑨沖縄

「4」：昭和45年1月1日において、現に沖縄の厚生年金保険法の被保険者であった者であり、同日前引き続き、5年間同法の施行地に住所を有していたこと。

「5」：昭和45年4月1日において、現に沖縄の厚生年金保険法の被保険者であった者であり、かつ昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間引き続き同法の施行地に住所を有していたこと。

「6」：「4」と「5」の両方に該当していること。

## ⑩カセット

旧台帳をマイクロフィルムに収録しているカセットの番号を表示する。

なお、0000-0000は旧台帳のマイクロフィルムが存在しないことを示し、1234-9999のように下4桁が全て「9」で入っているものは、資格記録に収録されていることを示しているので、旧台帳にかかる整備依頼は不要である。

また、9876-5432のように下4桁が全て「9」または「0」以外で収録されている場合は適用課等に「旧台帳索出照会」（届書コード「930」）の入力を依頼する。当該処理の入力の翌日以降に機構本部において旧台帳にかかる資格記録が収録される。

（注）旧台帳により管理されている資格記録は昭和32年9月30日以前の記録である。

## ⑪整備

裁定原簿と被保険者原簿との統合処理の結果を表示する。

（注）当該表示の末尾（整備99-9）に1. 2. 3. が付されている場合で被保険者原簿に対する確認の必要がある場合、年金事務所においては機構本部記録管理部記録業務G（三鷹庁舎）に照会すること。

## ⑫共済表示

三共済（JR、NTT、JT）または農林共済年金から厚生年金保険統合に伴う共済記録がある場合「共済有」を表示する。

## ⑬〔 一00参00元00諸00代00婚00 〕

資格記録画面以外に他の記録画面が存在することを表示し、[00]及び[02]以降の数字が表示される。[00]は資格画面のみ存在することを表わし、[02]は2ページ目に該当の記録画面が存在することを表わす。

「一」：脱退手当金、障害手当金、厚生年金法第75条該当、外国人脱退一時金等の一時金記録が何画面目にあるかを表示する。（画面の見方については後述）

「参」：オンライン導入時に不備記録となった記録について参考画面として何画面目にあるかを表示する。なお、参考画面が存在する場合は年金事務所担当課に記録整備の依頼を行い、記録整備済であっても参考画面は残っているので注意を要する。

健保厚年 被保険者記録照会回答票 (参考画面) 002/006  
 選択 届書コード 021 大区分 1 小区分 操作番号 2ページ目  
 基礎年金番号 2110-654321 事業所整理記号を表わす [一00参02元03諸04代05婚06 ]

原因	整理記番	生年月日	基礎年金番号	記録
4058	0000-000000-0000	5-13.01.01	2110-654321	昭和31.04.01 1 005 2 昭和31.10.01 1 006 3
4058	0000-000000-0000	5-13.01.01	2110-654321	昭和31.04.01 1 005 2 昭和31.10.01 1 006 3

- 0088：重複取消済年金手帳記号番号→すでに重複取消された年金手帳記号番号を表示
  - 1043：生年月日訂正→訂正後の生年月日表示
  - 1449：年金手帳記号番号払出→払い出された年金手帳記号番号を表示
  - 2271：事業所整理記号番号訂正→訂正後の事業所整理記号を表示
  - 2473：年金手帳記号番号訂正→訂正後の年金手帳記号番号を表示
  - 2675：記録訂正（基金ナシ）→得喪年月日、種別、月額、原因の順に表示
  - 2676：記録訂正（基金アリ）→上段が訂正前、下段が訂正後を表示
  - 2877：記録取消→取消記録を表示
  - 3088：重複取消→重複取消をする年金手帳記号番号を表示
  - 4051：資格記録トランスおよびマスク→資格記録（得喪年月日、種別、月額、原因）を表示
- ～4098

「元」：年金手帳記号番号重複取消、基礎年金番号重複取消、年金手帳記号番号登録等の重複取消元記録が何画面目にあるかを表示する。

健保厚年 被保険者記録照会回答票 (重取元画面) 003/006  
 選択 届書コード 021 大区分 1 小区分 操作番号 3ページ目  
 氏名 1 厚年 次郎 生年月日 昭和 13.01.01  
 基礎年金番号 2110-654321 [一00参02元03諸04代05婚06 ]

処理年月日	統合元番号	事業所整理記号番号	取得年月日
平成 09.12.10	2105-567890	2115-アカサ-000123	昭和 30.01.01
平成 09.05.10	0003-000321	3111-A K A -000876	昭和 30.10.15
平成 06.04.06	2104-567890	2161-キクヨ-000123	平成 09.04.01
		2155-イクヨ-000019	昭和 29.04.01

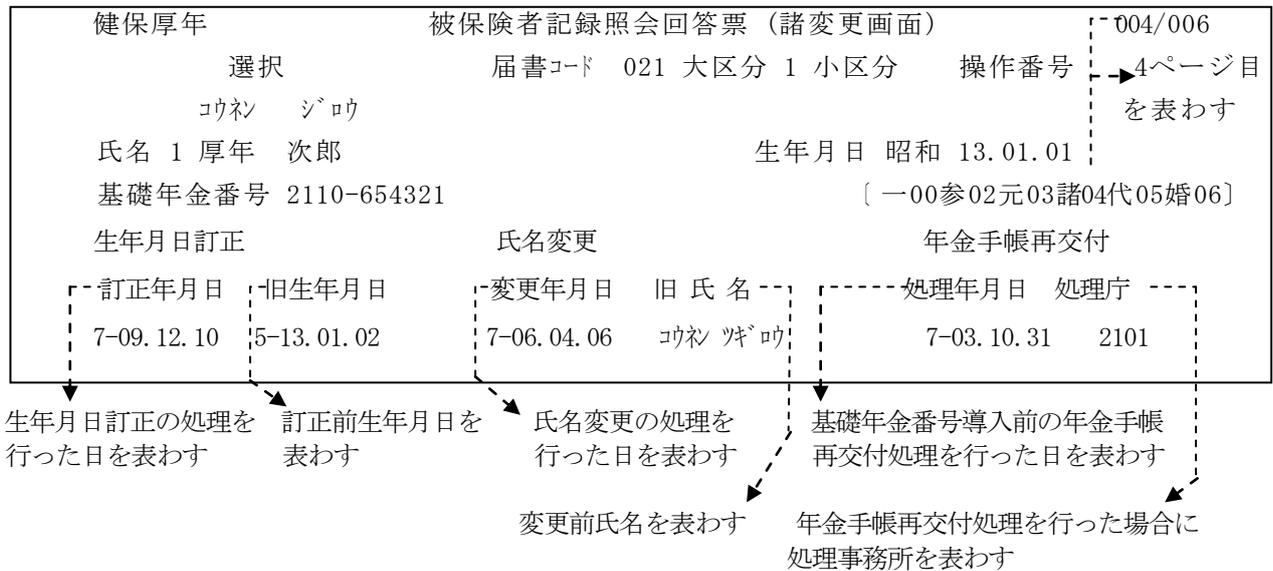
→ 重複取消された年金手帳記号番号、基礎年金番号、疑重複番号を表わす

→ 統合元番号に収録されている事業所整理記号および被保険者整理記号番号を表わす

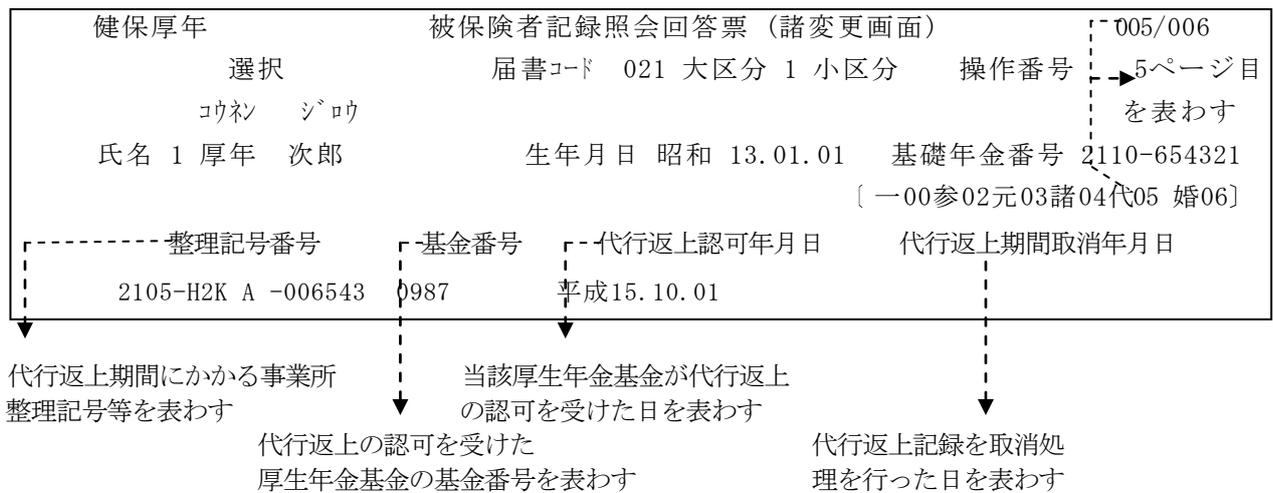
→ 当該事業所整理記号に収録されている資格取得年月日を表わす

→ 重複取消処理を行った日時を時系列で表わす

「諸」：生年月日訂正、氏名変更、基礎年金番号導入以前の旧年金手帳再交付記録等の諸変更記録が何画面目にあるかを表示する。



「代」：厚生年金基金の代行返上記録が何画面目にあるかを表示する。



「婚」：婚姻記録が何画面目にあるかを表示する。  
 （画面の見方については後述）

#### ⑭年番・年金コード

決定を受けた年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを以下のとおり表示する。

(例：新証番) 基礎年金番号導入以降に振られた番号

9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9 - 9 9 9 9  
基礎年金番号                  年金種別   区分

(例：旧証番) 基礎年金番号導入前に振られていた番号

9 9 9 9 - 9 9 - 9 9 9 9 9 9 9 9  
課所符号   年金種別                  番号                  枝番

#### 年金種別

- 「01」：老齢年金・旧国年老齢年金
- 「02」：通算老齢年金・旧国年老齢年金
- 「03」：障害年金・旧国年老齢年金
- 「04」：遺族年金・旧国年老齢年金
- 「05」：寡婦年金・旧国年通算老齢年金
- 「06」：かん夫年金（船保の場合養老年金）・旧国年障害年金
- 「07」：遺児年金・旧国年母子年金
- 「08」：特例老齢年金・旧国年準母子年金
- 「09」：通算遺族年金・旧国年寡婦年金
- 「10」：特例遺族年金・旧国年遺児年金
- 「11」：老齢基礎・老齢厚生年金・特別老齢厚生年金
- 「13」：障害基礎・障害厚生年金
- 「14」：遺族基礎・遺族厚生年金
- 「18」：特例老齢年金(新法分)
- 「19」：老齢年金（1号期間+旧令期間=25年）
- 「24」：特例遺族年金（新法分）
- 「26」：障害基礎年金（裁定替障害福祉年金）
- 「27」：遺族基礎年金（裁定替母子福祉年金）
- 「28」：遺族基礎年金（裁定替準母子福祉年金）
- 「30」：障害手当金（旧・新法共通）
- 「33」：職務上障害年金（新船保）
- 「34」：職務上遺族年金（新船保）
- 「40」：遺族一時金（旧・新法共通）
- 「53」：障害基礎年金
- 「59」：新寡婦年金
- 「63」：障害基礎年金（20歳前）
- 「64」：遺族基礎年金

## ⑮整理記号番号

事業所整理記号及び被保険者整理番号を表示する。

(例1)

2101-イロハ-999999  
課所符号 事業所整理記号 被保険者整理番号

(例2) 管轄の事務所及び事業所の記号が不明の場合

(昭和32年9月30日以前喪失)

0000-0000-000000

課所符号、事業所整理記号、被保険者整理記号の全てがオール「0」で収録されている。

なお、機構本部で旧台帳のカセット記録が整備された場合も同様である。

また、昭和32年9月30日までに喪失しない場合、オール「0」での喪失ファイルの補正、年金決定は不可である。

(例3) 管轄の事務所は判明しているが、事業所の記号が不明の場合

(昭和32年9月30日以前喪失)

2101-000000-000000

管轄の事務所の課所符号のみ収録されていて、事業所整理記号及び被保険者整理番号は全て「0」で収録されている。

なお、事業所整理記号のみが不明等で収録できず、被保険者整理番号が判明している場合であっても、事業所整理記号とともに被保険者整理番号も「0」で収録する。

また、事業所整理記号は判明しているが、被保険者整理番号のみが不明の場合、事業所整理記号は収録し、被保険者整理番号のみ「0」で収録し、課所符号のみ「0」の形式は年金決定時エラーとなる。

2101-イロハ-000000・・・○

0000-イロハ-999999・・・×

(例4) 第4種被保険者の場合

2101-000000-999999

事業所整理記号のみ「0」で収録し、課所符号及び被保険者整理番号は収録されている。

なお、第4種以外での当該形式の整理記号番号は年金決定時エラーとなる。

### <参考>記録の不備がある場合の年金決定入力可否（年金決定入力の際、記録補正が必要となるケース）

2101-000000-001234	4種記録・年金決定入力可（4種以外は年金決定不可）
0000-000000-000000	S32.9.30までの喪失が存在する記録は年金決定可
0000-000000-000000	S32.10.1以降喪失が存在する記録は年金決定不可
2101-000000-000000	年金決定入力可
2101-イロハ-000000	年金決定入力可
0000-イロハ-001234	年金決定不可（管轄記号がオール0のため）
2101-345678-001234	年金決定不可（事業所記号が数字のため）

⑯適用種別

共済期間の場合、区分を表示する。

「区分」： J R          J R (チキョウサイ)  
           N T T        N T T (チキョウサイ)  
           J T          J T (チキョウサイ)  
           ノウリン   ノウリンケイゾク

\*一般厚年の場合は、スペースとする。

(補 足) 農林共済移管に伴う資格記録の留意事項

平成14年4月1日の統合日前の農林共済記録については平成23年3月までに記録を移行することとしているため、農林共済記録が移行していない者と移行している者が混在しているので注意を要する。

なお、移行していない者については存続組合に対して「農林共済組合員期間証明書(厚年裁定用)」を被保険者が請求することにより被保険者記録に統合共済記録が作成される。

ア. 農林共済記録が移行していない場合

旧台 0	新番 0	沖縄 0	カセット 0000-0000	整備	整理記号番号	適用種別	整理記号番号	適用種別			
年番・年金コード	発生月	改定月	事由	得喪日	種別	月・賞原因	月数	得喪日	種別	月・賞原因	月数
	2113-ノ	ホリ	-987654	ノウリン	ケイゾク						
	7-14.	04.	01	1	620	2	012				
	7-15.	04.	01			4					
	2175-N	N N	-001234	ノウリン	ケイゾク						
	7-15.	04.	01	1	620	2	005				
	7-15.	09.	01	1	620	3					

〔一〇参〇〇元〇〇諸〇〇代〇〇婚〇〇〕

共済記録の画面はない

統合日(平成14年4月1日)前より引き続き農林事業所に適用されている。※

「農林共済記録が未移行です」の警告メッセージが出力されているので、農林共済記録は移行されていない

農林共済記録が未移行です

イ. 農林共済記録が移行している場合

旧台 0	新番 0	沖縄 0	カセット 0000-0000	整備	整理記号番号	適用種別	整理記号番号	適用種別			
年番・年金コード	発生月	改定月	事由	得喪日	種別	月・賞原因	月数	得喪日	種別	月・賞原因	月数
	2113-ノ	ホリ	-987654	ノウリン	ケイゾク						
	7-14.	04.	01	1	620	2	012				
	7-15.	04.	01			4					
	2175-N	N N	-001234	ノウリン	ケイゾク						
	7-15.	04.	01	1	620	2	005				
	7-15.	09.	01	1	620	3					

〔一〇参〇〇元〇〇諸〇〇代〇〇婚〇〇〕

共済有

共済記録の画面がある

統合日(平成14年4月1日)前より引き続き農林事業所に適用されている。※

「農林共済記録が未移行です」の警告メッセージが出力されていないので、農林共済記録は移行されている

※ 統合日の資格記録に「ノウリンケイゾク」と表示されている場合、統合日前より引き続き同一の農林事業所に適用されていることを表す。統合日前に共済の受給権が発生している場合、当該引き続き期間が共済年金対象時は厚生年金額の算出の基礎としない。(当該期間については共済から給付が行われる)  
 また、「ノウリン」と表示されている場合、同日得喪であっても統合日前から引き続いて適用されていないことを表し、統合日前に共済の受給権が発生している場合であっても、統合日以降の期間は厚生年金額の算出の基礎とする。



- 「07」：婚姻、養子縁組、離縁、障害回復（子の受給する遺族基礎厚生年金については、18歳到達日以降最初の3月31日終了後～20歳の間、船保上年金は18歳到達日以降の最初の3月31日終了後）
- 「08」：子の遺族年金18歳到達日以降の最初の3月31日終了（船保上以外の障害の子が受給する遺族年金20歳到達）
- 「09」：胎児出生
- 「10」：先順位者判明（船保上）
- 「12」：子の受給権消滅による妻の遺族基礎年金失権
- 「13」：子との生計同一関係消滅による妻の遺族基礎年金失権、子の直系血族・姻族との養子縁組による妻の遺族基礎年金失権
- 「14」：65歳到達による特老厚失権

### ⑱種別

被保険者の種別を次の区分により表示する。

- 「1」：第1種被保険者
- 「2」：第2種被保険者
- 「3」：第3種被保険者
- 「4」：第4種被保険者
- 「5H」：特例第1種被保険者（基金代行返上後）
- 「6H」：特例第2種被保険者（基金代行返上後）
- 「7H」：特例第3種被保険者（基金代行返上後）
- 「5」：特例第1種被保険者
- 「6」：特例第2種被保険者
- 「7」：特例第3種被保険者

### ⑳月・賞

標準報酬月額または標準賞与額を千円単位で表示する。

なお、喪失被保険者ファイル（照会区分コード「2」）で昭和44年10月以前に存在する1万円未満の標準報酬月額については、照会区分コード「1」では1万円[010]に読み替える。

また、養育特例記録が収録されている場合、右端に「\*」を表示する。

### ㉑原因

- 「1」：新規取得（初めて厚生年金保険に加入した場合。）
- 「2」：再取得（再び厚生年金保険に加入した場合。）
- 「3」：中間記録（算定記録、月変記録、基金加入脱退記録、種別変更記録、法改正記録）
- 「4」：死亡以外の喪失（一般喪失、65歳または70歳喪失）
- 「5」：死亡喪失
- 「6」：第4種取得
- 「S」：賞与記録

②月数

資格記録から次の資格記録（賞与記録は除く）までの月数を表示する。  
 なお、この月数を全て合計したものが「④合計」にある「実期間」となる。

(月数計算の例)

得喪日	種別	月・賞	原因	月数	
7-12.10.01	1	530	2	012	←12.10.01から13.10.01間での月数
7-13.10.01	1	530	3	012	←13.10.01から14.10.01間での月数
7-14.10.01	1	560	3	011	←14.10.01から15.09.01間での月数
7-15.06.30	1	982	S		←賞与記録について月数計算は行わない
7-15.09.01	1	530	3		←次の資格記録が存在しないので月数計算は行わない

③カット合算表示

被保険者期間の重複で、仮の二以上勤務処理を機械的に行った場合にピリオドを表示する。  
 賞与記録を別事業所へ機械的に移動処理を行った場合にピリオドを表示する。

なお、昭和63年2月前に処理された届書により被保険者期間重複している場合は仮の二以上勤務処理が行われ、喪失被保険者ファイルに収録されている。この場合、カット合算表示はされているが、照会区分「1」および「2」のどちらの照会区分についても仮の二以上勤務処理が行われているので注意を要する。

(カット合算表示の例)

2121-N K K -008722					
5-57.10.01	1	360	2	024	
5-61.10.01	1	410	3	009	記録のカット表示 (喪失記録)
5-62.07.11			4		報酬の合算表示
1201-カサイ-000006.					
5-62.07.11	1	470	2	001	
5-62.08.01	1	200	3	008	

重複期間にかかる標準報酬月額については、合算処理を行う。

前の期間の種別 \ 後の期間の種別	1・2種	3種	4種	5・6種 (基金)	7種 (基金)
1・2種	取得優先	喪失(3種)優先	エラー	取得(基金)優先	取得(基金)優先
3種	喪失(3種)優先	取得優先	エラー	取得(基金)優先	取得(基金)優先
4種	エラー	エラー	エラー	エラー	エラー
5・6種 (基金)	喪失(基金)優先	喪失(基金)優先	エラー	取得優先	取得(7種)優先
7種 (基金)	喪失(基金)優先	喪失(基金)優先	エラー	喪失(7種)優先	取得優先

実際の被保険者記録（1・2種の場合） 62.08.01[410]

2121-NKK  ▲

62.07.11[200]

1201-カイ △ 



カット合算後の記録 62.07.11[410]

2121-NK  ▲

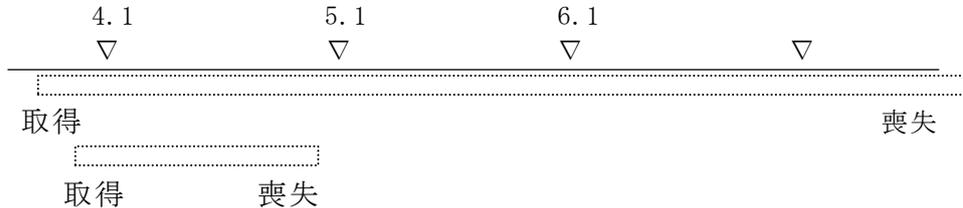
62.07.11[470] 62.08.01[200]

1201-カイ △  |

(注)62年7月当時の標準報酬月額の上限は[470]である。

[410] + [200] = [610] ≧ [470]となる。

**包含重複の場合**



下表によりカット・合算処理を行う。

次事業所被保険者種別 当該事業所被保険者種別	1種・2種	3種	4種	5種・6種	7種
1種・2種	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	当該事業所記録カット次事業所記録へ合算	エラー	当該事業所記録カット次事業所記録へ合算	当該事業所記録カット次事業所記録へ合算
3種	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	エラー	当該事業所記録カット次事業所記録へ合算	当該事業所記録カット次事業所記録へ合算
4種	エラー	エラー	エラー	エラー	エラー
5種・6種	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	エラー	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	当該事業所記録カット次事業所記録へ合算
7種	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	エラー	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算	次事業所記録カット当該事業所記録へ合算

(注) 当該事業所記録…… 包含する事業所の被保険者記録  
次事業所記録…… 包含される事業所の被保険者記録

(補 足) 被保険者記録の訂正を要する場合

次の場合、機械的にカット合算処理ができないため、厚生年金の記録の訂正を行う。

- ・ 3以上の事業所記録において期間重複している場合、上表に準じて記録の訂正を行う。
- ・ 第四種被保険者期間とその他の種別の期間が期間重複している場合、重複しないように第四種被保険者期間を訂正する。

#### ㊸キキン

厚生年金基金の基金番号を表示する。

なお、平成8年4月1日以降の厚生年金基金の記録については「基金照会票」（届書コード051）で基金名称や代行返上記録等を確認できる。

また、同一事業所記録の中に3つ以上の異なる基金への加入記録がある場合、システム上年金請求書の処理が行なえない。年金決定する際は、機構本部年金給付部給付指導Gへ連絡すること。

#### ㊹警告事故

36月以上報酬月額に変更のないものについて以下に該当するとき表示する。（4種は対象外とする。）

- ・ 対象記録の前記録が29. 4. 30以前で、後記録が29. 6. 1以降のとき。
- ・ 対象記録の前記録が29. 5. 1～35. 4. 30で月額が018千円、後記録が35. 6. 1～40. 5. 31のとき。
- ・ 対象記録の前記録が29. 5. 1～35. 4. 30で月額が018千円以外のとき。
- ・ 対象記録の前記録が35. 5. 1～40. 4. 30で月額が036千円、後記録が40. 5. 1～44. 11. 30のとき。
- ・ 対象記録の前記録が35. 5. 1～40. 4. 30で月額が036千円以外のとき。
- ・ 対象記録の前記録が40. 5. 1～44. 10. 31で月額が060千円、後記録が40. 6. 1～44. 11. 30のとき。
- ・ 対象記録の前記録が40. 5. 1～44. 10. 31で月額が060千円以外のとき。
- ・ 対象記録の前記録が44. 11. 1～48. 10. 31で月額が010千円以上のとき。

#### ㊺イッカツテキヨウ

本社一括適用の承認を受けた指定事業所（本社）について表示される。

なお、本社一括適用の承認を受けた事業所に最終勤務していたものにかかる年金請求書の受付は指定事業所（本社）を管轄する年金事務所ではなく、最終勤務地を管轄する年金事務所となるので注意を要する。

また、本社一括適用の承認前から指定事業所（本社）に勤務している場合については「イッカツテキヨウ」の表示はされず、資格喪失時に「イッカツテキヨウ」の表示は収録される。擬制一括の事業所で本社一括適用の承認を受けた場合についても同様である。この場合は、「事業所記録照会票」（届書コード057）で確認する。

⑳ (警告メッセージ)

脱退手当金の支給記録や共済組合への移管記録を有する被保険者について、当該記録が存在する旨のメッセージを以下のように出力する。

メッセージ本文	内 容
農林共済記録が未移行です	農林共済未移行の記録が存在する場合
脱退手当金支給記録および農林共済未移行記録があります	脱退手当金の支給記録および農林共済未移行記録が存在する場合
移管記録および農林共済未移行記録があります	共済組合移管記録および農林共済未移行記録が存在する場合
脱退手当金支給記録、移管記録および農林共済未移行記録があります	脱退手当金の支給記録、共済組合移管記録および農林共済未移行記録が存在する場合

㉑ 合計

実期間の合計月数から、3種加算の対象となった実期間の月数を減じた月数に、3種加算(61年4月前の3, 7種は240/180を乗じ、61年4月から平成3年3月までの3, 7種は216/180を乗じ、平成3年4月以後の3, 7種は180/180を乗じて得た月数)、戦時加算の月数を加えて求められた月数を表示する。

なお、合計は直近の資格記録(賞与記録は除く)までの期間を計算しているため現存者の受給要件等を確認する場合は注意すること。

また、統合共済記録の「㉓合計」の月数については、資格画面の「㉑合計」の月数には合算されていないので注意を要する。

「実期間」：実期間の合計月数を表示し、実期間は照会した時点の月数を計算するのではなく、「㉑月数」を全て合計したものを表示する。

「3加」：被保険者種別が「3」、「7」の実期間の月数に(61年4月前の期間は240/180、61年4月から平成3年3月までの期間は216/180、平成3年4月以後の期間は180/180)を乗じて得た月数を表示する。ただし、その月数に端数が生じたときは、X/180と端数を表示する。

なお、受給要件を確認する場合、3種加算による1ヶ月未満の端数は月数に数えないこと、また年金額算出上は61年4月前の期間の加算にかかる端数及び61年4月から平成3年3月までの期間の加算にかかる端数それぞれについて切り上げて数えることに注意すること。(例：合計239 120/180とある場合、受給要件を見る場合239月、年金額の算出上は240月に数える。)

(計算例)

$$\begin{aligned}
 & \text{実期間}372\text{月} - \text{3種期間}32\text{月} = 340\text{月} \\
 & \text{3種期間}32\text{月} \times \text{240/180(61年4月前の3種加算)} = 42\text{ 120/180月} \\
 & 340\text{月} + 42\text{ 120/180月} = \boxed{\text{合計}382\text{ 120/180月}}
 \end{aligned}$$

「戦加」：戦時加算の月数を表示する。昭和19年1月から昭和20年8月までの間に厚生年金保険の第3種被保険者であった実期間の月数に4/9を乗じて得た月数を表示する。ただし、その月数に端数が生じたときはX/180と端数を表示する。

「40(35)以降」：男子は40歳及び女子は35歳以降の被保険者期間を表示する。

なお、被保険者種別「3」、「7」の被保険者期間が35歳以降180月以上の者については、35歳以降の当該被保険者期間を表示する。ただし、その月数に端数が生じたときはX/180と端数を表示する

### ㊸ 共済表示

三共済（JR、NTT、JT）または農林共済年金から厚生年金保険統合に伴う共済画面がある場合「共済有」を表示する。

### ㊹ 整理記号番号

三共済（JR、NTT、JT）または農林共済にかかる事業所整理記号および被保険者整理番号を表示する。

「2101-N3PH」：JR（日本鉄道共済組合）

「2155-N2PA」：NTT（日本電信電話共済組合）

「2113-NYQ」：JT（日本たばこ産業共済組合）

「2113-ノホリ」：ノウリン（農林漁業団体職員共済組合）

なお、昭和61年4月1日前より上記共済組合の被保険者である場合は昭和61年4月1日で資格喪失、同じ事業所整理記号および被保険者整理番号で同日再取得した記録となる。（㊸の事例参照）

### ㊺ 適用種別

共済期間の場合、区分を表示する。

「区分」：JR JR（チキョウサイ）

NTT NTT（チキョウサイ）

JT JT（チキョウサイ）

ノウリン

③②月額

昭和61年3月以前は、みなし標準報酬月額（円単位）で表示し、昭和61年4月以降は標準報酬月額を千円の単位として表示する。

みなし標準報酬月額とは、昭和61年4月1日前の共済組合員期間における給与の月額を平均した額を昭和61年4月1日前の厚生年金保険法の標準報酬月額としたものを表わす。

(例：みなし標準報酬月額のある資格記録)

整理記号番号	適用種別				整理記号番号	適用種別			
得喪日	種別	月額	原因	月数	得喪日	種別	月額	原因	月数
2101-	N3PH	-987654	JR		平成 06. 10. 01	1	470000	3	002
昭和 35. 06. 01	1	<u>233208</u>	1	310	平成 06. 12. 01	1	470000	3	010
昭和 61. 04. 01	1		4		平成 07. 10. 01	1	500000	3	012
2101-	N3PH	-987654	JR		平成 08. 10. 01	1	470000	3	006
昭和 61. 04. 01	1	280000	2	006	平成 09. 04. 01				4
昭和 61. 10. 01	1	320000	3	012					
昭和 62. 10. 01	1	340000	3	012					
昭和 63. 10. 01	1	340000	3	012					
平成 01. 10. 01	1	380000	3	012					
平成 02. 10. 01	1	380000	3	012					
平成 03. 10. 01	1	380000	3	012					
平成 04. 10. 01	1	410000	3	012					
平成 05. 10. 01	1	440000	3	012					

みなし標準報酬月額  
 同じ事業所整理記号・被保険者整理  
 番号で昭和61年4月1日付の喪失、再  
 取得記録（③②を参照）

③③合計

共済記録画面に照写されている月数の合計を表示し、実期間についても同様である。

なお、資格画面の「③②合計」の月数については、共済記録の「③③合計」の月数には合算されていないので注意を要する。

③④みなし報酬表示

養育期間標準報酬月額特例申出による、みなし報酬表示。

実際の額は、照会区分「2」において確認できる。

(3) 被保険者記録 (厚年・脱退手当金支給記録がある場合、照会区分「1」)

健保厚年 選択	被保険者記録照会回答票 (資格画面)				001/002							
	届書コード	021	大区分	1	小区分	操作番号						
	コウネン ハコ	氏名 1 厚年 花子		生年月日	昭和 14.10.11	性別	女	①照会区分				
	旧台 0	新番 0	沖縄 0	カセット	0000-0000	整備	基礎年金番号 2123-987654					
	年番・年金コード	整理記号番号		適用種別	〔②一02参00元00諸00代00婚00〕							
発生月	改定月	事由	得喪日	種別	月・賞	原因	月数	得喪日	種別	月・賞	原因	月数
③2121-チリマ-000385												
7-09.09.01 1 200 2 013												
7-10.10.01 1 200 3 012												
7-11.10.01 1 220 3 012												
7-12.10.01 1 220 3 012												
7-13.10.01 1 240 3 012												
7-14.10.01 1 220 3 011												
7-15.07.10 1 153 S												
7-15.09.01 1 220 3												
④脱退手当金の支給記録があります												
⑤合計72		実期間72		3加	0	戦加	0	35以降	72			



健保厚年 選択	被保険者記録照会回答票 (資格画面)				002/002							
	届書コード	021	大区分	1	小区分	操作番号						
	コウネン ハコ	氏名 1 厚年 花子		生年月日	昭和 14.10.11	基礎年金番号	2123-987654					
	旧台 0	新番 0	沖縄 0	カセット	0000-0000	整備	〔一02参00元00諸00代00婚00〕					
⑥種類 ⑦整理記号番号 ⑧種別 ⑨取得日 ⑩喪失日 ⑪月数 ⑫支給額 ⑬支給日												
脱手支給 2105-ワカヨ-000654 2 5-32.08.07 5-43.08.20 132 64,526 5-43.11.19												

被保険者記録（厚年・脱退手当金支給記録がある場合、照会区分「2」）

健保厚年 選択	被保険者記録照会回答票（資格画面）										001/002	
	届書コード	021	大区分	1	小区分	操作番号						
	コネ ハコ					性別	女	⑭照会区分 2				
氏名	1 厚年 花子	生年月日	昭和 14.10.11	基礎年金番号		2123-987654						
旧台	0 新番 0 沖縄 0	カネト	0000-0000	整備	〔-02参00元00諸00代00婚00〕							
年番・年金コード	整理記号番号		適用種別	整理記号番号		適用種別						
発生月	改定月	事由	得喪日	種別	月・賞	原因	月数	得喪日	種別	月・賞	原因	月数
			⑮2165-ユメミ-000256					5-41.10.01	2	030	3	008
			5-32.08.07	2	007	1	012	キソ-8765				
			5-33.08.01	2	009	3	024	5-42.06.01	6	030	3	004
			5-35.08.01	2	012	3	024	5-42.10.01	6	033	3	010
			5-37.08.01	2	016	3	007	5-43.08.20			4	
			5-38.03.01	2	020	3	019					
			5-39.10.01	1	024	3	001	⑯2121-チリヌ-000385				
			5-39.11.01			4		7-09.09.01	1	200	2	
			2105-ワカヨ-000654									
			5-39.11.01	2	024	2	006					
			5-40.05.01	2	024	3	005					
			5-40.10.01	2	026	3	012					

⑰脱退手当金の支給記録があります

⑱